

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで

私は、20 歳の頃に、自宅を訪問した市町村役場の国民年金担当職員から説明を受けたことを契機に国民年金に加入した。また、申立期間の国民年金保険料は、家族とは別に自分で定期的に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることに加え、納付済期間のうち、170 か月の国民年金保険料は前納されているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 39 年 9 月 30 日に払い出されたものと推認され、払出時点において、申立期間は現年度納付できる期間である上、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和 40 年度の国民年金保険料が定期的に現年度納付されていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 高知厚生年金 事案 647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①は6万円、申立期間②は87万8,000円、申立期間③は73万1,000円、申立期間④は90万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月29日  
② 平成18年12月28日  
③ 平成20年8月11日  
④ 平成20年12月29日

私は、A事業所に勤務し、申立期間に賞与を支給され、それぞれ賞与の明細書には厚生年金保険料の控除の記載があるにもかかわらず、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった賞与の明細書により、申立人は、申立期間において、A事業所から賞与の支払を受け、それぞれの賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与の明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は6万円、申立期間②は87万8,000

円、申立期間③は 73 万 1,000 円及び申立期間④は 90 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行について、申立人の同僚は、「平成 15 年 12 月、18 年 12 月、20 年 8 月及び同年 12 月に賞与の支払を受けたものの、これらの賞与に係る厚生年金保険の記録が無く、控除されていた厚生年金保険料を事業主より返金してもらったが、申立人は、私に「僕は、年金額に反映させたいから、返金はしてもらわない。」と言っていたことを覚えている。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立人と同様に 15 年 12 月、18 年 12 月、20 年 8 月及び同年 12 月の賞与に係る記録が無いことが確認できる。これらのことから、事業主から社会保険事務所（当時）に対して、当該期間に係る賞与について、適正な届出がなされていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係るこれらの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月 1 日から同年 11 月 7 日まで、A 社が管轄する B 事業所に講師として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった C 社発行の勤務証明書及び人事異動通知書を見ると、申立人は、申立期間において A 社が管轄する B 事業所に臨時講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった平成 2 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額について、申立期間当時及びその前後の標準報酬月額を基に社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）を試算したところ、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないと認められる。

また、申立人と同様、平成 2 年度に A 社が管轄する事業所に講師として勤務していた同僚は、「A 社は、雇用時に強制で各種保険に加入させていたものと思っていたが、雇用された当初 1 か月間は厚生年金保険に未加入となっていたので、給与明細書を確認したところ、当該期間は、保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人を含む申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 77 人について、C 社が保管する平成 2 年度臨時的任用教員発令簿を見ると、発令状況が確認できる者は 34 人であり、このうち、2 か月以上の雇用期間とされていた者、又は当初 2 か月未満とされていたが、更新により 2 か月以上継続して勤務することと

なった者で、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなければならなかったにもかかわらず、雇用開始時又は更新時から最短で1か月及び最長で約6か月経過した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が10人いることが確認できる上、当該発令簿（平成2年度全般）において、前述と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなければならなかったにもかかわらず、厚生年金保険の記録が全く確認できない者が17人いることが確認できる。これらのことから、C社における臨時講師の厚生年金保険加入に係る取扱いは区々であったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 16 日から 47 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 46 年 6 月 16 日から 49 年 1 月 8 日までの期間について、A 事業所が所有する第 7 B 船に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A 事業所が所有する第 7 B 船に通信長として乗船勤務していたことは確認できる。

なお、申立人が勤務していた A 事業所が所在していた C 県では、昭和 47 年 5 月 15 日の本土復帰までは、船員保険制度の適用は無く、船員として船舶所有者に使用される者は、D 施行の厚生年金保険法の適用を受け、厚生年金保険の第三種被保険者として加入することが可能とされており、船員保険は本土復帰後に適用を受けることとなる。

しかし、申立期間のうち、本土復帰前である昭和 46 年 6 月 16 日から 47 年 5 月 14 日までの期間について、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び医療保険手帳記号番号払出簿を見ると、当該期間において、A 事業所が D 施行の厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、医療保険のみの適用事業所であったことが確認できる。

また、申立期間のうち、本土復帰後である昭和 47 年 5 月 15 日から同年 8 月 15 日までの期間について、船舶所有者別被保険者名簿を見ると、A 事業所は、本土復帰から 3 か月後の同年 8 月 15 日に船員保険の適用事業所となっていることが確認できることから、当該期間は、船員保険の適用事業所ではな

かったことが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった船員手帳に記載のある船長及び申立人が氏名を記憶する複数の同僚について、船舶所有者別被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立人と同様、昭和 47 年 8 月 15 日に船員保険の被保険者資格を取得している上、当該同僚が申立期間において船員保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。